

京都市告示第 244 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 7 月 22 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
櫛 笥 通	下京区和気町 7 番地地先から 同町 21 番地の 1 地先まで	旧	メートル 28.40	2.75 ～メートル 3.35
		新	28.40	3.10 ～ 5.50
梅津経 48 の 1 号線	右京区梅津中倉町 44 番地の 6 地先から 同町区梅津前田 59 番地の 7 地先まで	旧	26.00	1.40 ～ 3.90
		新	26.00	4.04 ～ 4.36
松尾嵐山経 7 号線	西京区嵐山上海道町 62 番地の 1 地先から 同町 67 番地地先まで	旧	24.30	1.45 ～ 1.50
		新	24.30	1.82 ～ 5.35
松尾嵐山緯 18 号線	西京区嵐山上海道町 62 番地の 1 地先から 同町 64 番地の 5 地先まで	旧	26.60	2.00 ～ 2.80
		新	26.60	1.82 ～ 5.34

桃山緯79号線	伏見区桃山町因幡3番地地先から 宇治市六地蔵徳永10番地の9地先まで	旧	44.50	7.00 ~ 14.60
		新	44.50	10.80 ~ 20.00

(建設局道路部道路明示課)